公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局次長）
総務事務官　田家　修
総務省に出向させる
（公害等調整委員会事務局審査官）同　林　茂
経済産業省に出向させる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　本道　和樹
総務事務官（公害等調整委員会事務局審査官）に転任させる（以上七月十五日）

法務省

検事　金子　修
平成二十三年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十三年十月三十一日までとする
平成二十三年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十三年十一月三十日までとする
同　榊原　一夫　同　髙瀬　一嘉
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は平成二十三年十一月三十日までとする（各通）
同　下川　徳純　同　堀　嗣亜貴
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する（各通）(以上七月十五日)

財務省

（金融庁総務企画局政策課長）
内閣府事務官　神崎　康史
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
（理財局国債業務課長）財務事務官　齋藤　通雄
理財局国債企画課長を命ずる
兼ねて理財局国債業務課長を命ずる
（理財局国債企画課長）同　中島　淳一
金融庁に出向させる（以上七月十四日）

農林水産省

（財務省主税局税制第二課主税企画官）財務事務官　沖　和尚
農林水産事務官（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長）に転任させる
（農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長）農林水産事務官　前島　明成
大臣官房政策課調査官に配置換する
（財務省理財局総務課たばこ塩事業室長）財務事務官　菅家　秀人
農林水産事務官（大臣官房秘書課付）に転任させる
（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室長）農林水産事務官　矢花　渉史
財務省に出向させる（以上七月八日）
（大臣官房付）農林水産事務官　信夫　隆生
大臣官房環境バイオマス政策課バイオマス推進室長に配置換する
（大臣官房環境バイオマス政策課バイオマス推進室長）同　深水　秀介
大臣官房政策課調査官に配置換する
（大臣官房国際部国際政策課付）青戸　直哉
外務省に出向させる（以上七月十六日）

水産庁

（水産庁資源管理部参事官）農林水産技官　森下　丈二
水産庁漁政部参事官に配置換する
（水産庁増殖推進部栽培養殖課長）農林水産事務官　漆原　勝彦
水産庁資源管理部遠洋課長に配置換する
（九州漁業調整事務所長）農林水産技官　勝山　潔志
水産庁資源管理部参事官に配置換する
（水産庁漁政部参事官）同　前　章裕
水産庁増殖推進部栽培養殖課長に配置換する
（水産庁資源管理部遠洋課長）同　花房　克磨
水産庁資源管理部国際課国際水産情報分析官に配置換する
（水産庁資源管理部管理課指導監督室長）同　福田　安男
九州漁業調整事務所長に配置換する
（水産庁資源管理部管理課課長補佐（総括班担当））同　黒萩　真悟
水産庁資源管理部管理課指導監督室長に昇任させる（以上七月十六日）

会計検査院

会計検査院事務総長　河戸　光彦
会計検査院事務総局次長事務取扱を命ずる（七月十九日）

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成23年7月22日
九州地方整備局長　中嶋　章雅

1　河川の名称　大淀川水系深年川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　宮崎県東諸県郡国富町大字塚原字上江180番1地先から同県同郡同町大字木脇字早萩800番3地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　国富町長　河野　利美
住所　宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年7月7日から道路の存続する日まで

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の関係事業主を代表する者鷲見輝男の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。
平成23年7月22日
厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成23年8月2日
4　推薦書及び添付書類提出先　愛知労働局労働基準部労災補償課
様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。